植物検疫措置に関する国際基準(ISPM)策定プロセス

↓Standard Setting Procedure
に基づくステップ

1 <新たなISPMの策定を希望する事項(トピック)の募集>

トピック

2 基準委員会(SC) <応募されたトピックのレビュー及び優先順位付け>

IPPC総会(CPM) <新たなISPMの策定プロセスに入るトピックを決定>

仕様書

※仕様書
今後作成するISPMの内容、適用範囲の概要及び検討される事項を述べたもの。

3 基準委員会(SC) <仕様書のレビュー及び承認>

仕様書案の加盟国協議
(90日間)

基準委員会(SC) <仕様書の承認>

ISPM素案

4 技術パネル(TPs)
専門家作業部会(EWGs) <専門家による科学的観点からのコメント>

5 基準委員会(SC) <1回目の加盟国協議に諮るISPM案の承認>

1回目の加盟国協議に諮るISPM案

ISPM案 1回目の加盟国協議
(90日間)

6 基準委員会(SC) <加盟国から提出されたコメントの検討、2回目の加盟国協議に諮るISPM案の承認>

2回目の加盟国協議に諮るISPM案

ISPM案 2回目の加盟国協議
(加盟国から提出されたコメントを適宜反映したもの)
(90日間)

基準委員会(SC) <加盟国から提出されたコメントの検討、CPMに諮るISPM案の承認>

CPMに諮るISPM案

事務局はCPMの遅くとも６週間前にISPM案を提示

異議(オブジェクション)(CPMの３週間前まで)

7 IPPC総会(CPM) <採択>

※オブジェクションが提出された場合、基準委員会に差し戻し等の決定

8 <公表>

2023年５月作成